

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月16日から28年3月24日まで

厚生年金の加入記録について調べたところ、申立期間については脱退手当金が支給済みという回答であったが、私は脱退手当金を受け取っておらず納得できないため、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和28年12月18日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年3月27日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 27 日から 45 年 4 月 26 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みであり年金額の計算には算入されないとの回答を受けた。
しかしながら、私は請求手続をした覚えは無いので、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年後の昭和 46 年 4 月 23 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 45 年 7 月 24 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人が退職する約1年5か月前に申立てに係る事業所を退職した申立人の姉が、自分は脱退手当金を受給したが、申立人は脱退手当金を請求していないと話していたことを記憶していると証言している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 26 日から 42 年 4 月 28 日まで
② 昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 1 月 31 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことだった。

しかしながら、脱退手当金が支給されたとされる日は、退職から約1年半近く経過しており、自ら請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受けているという処理内容を調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和45年6月19日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和44年2月28日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和28年5月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、同年5月1日に種別変更の届出を行ったとは認められないことから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第三種被保険者と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生まれ
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月1日から同年12月1日まで
② 昭和28年12月1日から30年1月4日まで

社会保険事務所の記録では、A鉱業所に勤務した①の期間及びB鉱業株式会社C炭砒に勤務した②の期間の厚生年金保険の被保険者種別が第一種となっているが、勤務内容としては坑内員であったので、第三種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、社会保険事務所のA鉱業所に係る社会保険庁のオンライン記録では、昭和28年5月1日に種別変更が行われ、申立人は、坑内員である第三種被保険者から坑外員である第一種被保険者に種別変更となっているが、複数の同僚の供述から、26年5月10日の資格取得時から28年12月1日の資格喪失時まで勤務形態に変更は無く、坑内員として同事業所に勤務していたことが認められる。

①の期間の当時、社会保険事務所では、事業所単位の被保険者名簿と個人単位の被保険者台帳を作成していた。申立人に係る社会保険事務所の被保険者名簿からは、昭和26年5月10日の資格取得時の被保険者種別は第三種となっており、その後、28年5月1日に第一種に変更されていることが確認できるが、同名簿と社会保険庁のオンライン記録では、種別変更の有無、資格取得日、資格喪失日及び種別変更日が異なる被保険者が存在している。また、申立人に係る個人単位の被保険者台帳には、同日における種別変更の記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、事業主が、社会保険事務所に、第三種から第一種へ種別を変更した旨の届出を行ったとは認められない。

次に、②の期間については、複数の同僚の供述から、坑内員としてB鉱業株式会社C炭砒に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同様に現場監督として勤務していた同僚2名については、社会保険事務所の記録では、第一種被保険者として記録されていることが確認できる。また、昭和28年5月1日にA鉱業所からB鉱業株式会社C炭砒に移籍した同僚58名のうち12名については、移籍を契機に坑内員から坑外員、又は坑外員から坑内員に種別を変更した旨の届出が行われており、申立人についても、移籍を契機に種別を変更した旨の届出が行われたものと考えられる。

これらのことから、事業主は、申立人について、第一種被保険者として届出を行っていたものと推認される。

このほか、②の期間において、申立人が厚生年金保険第三種被保険者としての保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、②の期間については、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和39年10月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は2万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月21日から同年10月15日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を59年10月15日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月ごろから36年3月ごろまで
② 昭和36年3月ごろから37年2月27日まで
③ 昭和39年10月1日から40年4月ごろまで
④ 昭和40年4月ごろから同年7月ごろまで
⑤ 昭和46年8月18日から47年2月25日まで
⑥ 昭和47年2月28日から48年3月7日まで
⑦ 昭和48年4月から2、3年間
⑧ 昭和53年2月ごろから55年3月ごろまで
⑨ 昭和55年4月ごろから57年10月ごろまで
⑩ 昭和58年1月5日から62年9月ごろまで
⑪ 昭和63年1月ごろから平成2年4月ごろまで

社会保険庁の記録では、C社での加入記録が昭和36年9月18日から同年10月18日までの1か月となっているが、①の期間に勤務していた。

D社の記録は、昭和37年2月27日から39年10月1日となっているが、36年3月ごろから40年4月ごろまで勤務しており、②及び③の期間の記録が無い。A社に勤務した④の期間、E社に勤務した⑥の期間、F社に勤務した⑦の期間、G社に勤務した⑧及び⑪の期間、H社に勤務した⑨及び⑩の期間に、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

また、I社を退職後にJ社に勤めたが、社会保険庁の記録では、同社の記録が⑤の期間となっており、I社の記録と重複しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 昭和 39 年 10 月 5 日から同年 10 月 30 日までの期間について、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の A 社での厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が 39 年 10 月 5 日から同年 10 月 30 日までの期間は、A 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、2 万円とすることが妥当である。

- 2 B 社における複数の同僚の供述から、申立人は、昭和 59 年 10 月ごろまで同社に勤務していたことが認められる。しかしながら、社会保険事務所の記録では、同年 2 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該喪失の処理については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である 59 年 10 月 15 日から約 9 か月後の同年 11 月 19 日付けで行われていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、複数の同僚について、昭和 59 年 10 月 15 日の後の同年 11 月 19 日付けで、標準報酬月額を資格取得時等に遡及して減額された旨の処理がなされている。このような標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る記録は有効なものとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 59 年 2 月 21 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、59 年 10 月 15 日であると認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、申立人の標準報酬月額について、昭和 58 年 10 月の算定処理により、41 万円を 9 万 8,000 円に減額する処理がなされていることが確認できる。被保険者名簿において、申立人の当該算定処理の年月欄は手書きであるが、同時期の算定処理で、年月欄がゴム印等で記載されている複数の同僚が見受けられ、申立人に係る当該算定処理が同時に行われたとは考え難い。この処理は、59 年 11 月 19 日付けでなされた、複数の同僚の標準報酬月額の減額処理と併せて行われたものと推認される。これらのことから、申立人について当該算定処理を行う合理的な理由は無く、同僚を含め、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所へ 58 年 1 月 5 日に届け出た 41 万円とすることが妥当である。

- 3 ①の期間について、C 社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 5 月 1 日に資格を取得した従業員をすべて記憶しているが、申立人を記憶していないと供述している。また、①の期間に申立人が勤務していたとする同僚の供述は得られなかった。さらに、申立人を記憶している同僚は、36 年 9 月 7 日に退職し資格喪失した別の同僚の退職日以降に申立人が入社してきたと供述しており、このことと申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 36 年 9 月 18 日となっていることは、時系列上矛盾が無い。

②の期間について、社会保険事務所の記録によると、申立人が D 社で昭和 37 年 2 月 27 日に資格取得していることが確認できるところ、申立人は、36 年 3 月ごろから勤務したとしている。申立人が D 社に勤務していたことを記

憶している同僚はいるものの、複数の同僚が37年ころに入社したと供述している。また、当時、社会保険事務を担当していた同僚は、試用期間は無く、従業員が入社した際は直ちに厚生年金保険に加入させていたと供述している。

③の期間について、社会保険事務所の記録によると、申立人がD社で昭和39年10月1日に資格喪失していることが確認でき、申立人は40年4月ごろまで勤務していたとしているものの、申立人の同社における退職時期について、有力な供述は得られなかった。また、申立人は、39年10月5日から同年10月30日までの期間はA社に勤務していたと認められ、D社を退職したのは同年10月4日以前であることが推認される。

④の期間について、A社に同時期に勤務していた同僚へ照会を行い23名から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。また、同社が保存していた昭和39年10月の給与支給明細票から、申立人の同月の給与を日割り計算し支給していることが確認できるが、同社では、保存されている39年9月、同年11月及び40年4月から同年7月までの期間の給与支給明細票に、申立人の名前は確認できなかったとしている。

⑤の期間について、社会保険事務所の記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、I社では昭和44年9月1日取得、47年8月20日喪失、J社では46年8月18日取得、47年2月25日喪失であり、当該被保険者期間が重複していることが確認できる。申立人と同時期にJ社に入社し、一緒に退社したと供述する同僚2名は、46年8月2日及び同年8月18日に同社で資格を取得し、いずれも47年2月25日に喪失しており、申立人の同社での被保険者期間とほぼ一致している。また、同社が加入していたU健康保険組合における申立人の加入期間は、社会保険事務所の記録と一致している。これらのことから、申立人は社会保険事務所の記録どおり46年8月18日から47年2月25日までJ社に勤務していたと認められる。以上のことから判断すると、I社の資格喪失届が遅れ、実際と異なる資格喪失日が記録されたということが考えられるが、これを証する関連資料及び周辺事情は無いことから、この記録を訂正する必要があるとまでは言えない。

⑥の期間について、申立人はE社に勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録では、当該期間にK社での厚生年金保険加入記録がある。当該期間の雇用保険も、K社での記録となっており、申立人と一緒に同社に入社したと供述する同僚2名は、いずれも昭和47年3月1日に同社で厚生年金被保険者資格を取得している。また、同社が保存している、申立人の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、社会保険事務所の記録どおりに、資格取得及び喪失の届出がなされていることが確認できる。以上のことから、⑥の期間において、申立人は、E社ではなくK社に勤務していたことが認められる。

⑦の期間について、申立人は、昭和48年4月から2、3年間、F社に勤務したとしているが、社会保険事務所の記録では、同年4月2日にL社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、53年2月28日に喪失していることが確認できる。また、F社は、社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

F社及びL社の商業登記簿謄本を確認したところ、両社で取締役等として

登記されている者が4名（申立人を含む。）確認でき、4名とも、F社ではなく、L社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。また、F社のみで取締役として登記されている2名についても、L社で同資格を取得していることが確認できる。これらのことから、両社の厚生年金保険の適用はL社で一元的に行っていたことが推認できる。

⑧及び⑩の期間について、G社の商業登記簿謄本から、昭和56年12月1日にM社という商号で設立され、57年7月20日にG社、59年2月15日にB社と商号変更していることが確認できる。また、申立人が記憶していた同僚を含め、社会保険事務所の記録から確認できる複数の同僚が、58年1月から59年10月までの期間に申立人と勤務したと供述している。さらに、当該事業所は、59年10月ごろに経営不振により倒産したと供述する同僚がおり、申立人がG社に勤務したのは58年1月から59年10月までの期間と認められる。

⑨及び⑪の期間について、申立人は、H社に勤務していたとしているが、H社は社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所となっていない。また、同社は、商業登記簿謄本から昭和59年7月4日に設立されていることが確認でき、当該謄本から取締役8名を確認できたが、いずれも連絡先が不明で調査することができなかった。さらに、申立人が一緒に勤務したとする同僚3名うち2名は、別事業所で申立人と勤務したことはあるが、H社という会社は知らないと供述しており、1名からは証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認する関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、①から④の期間及び⑥から⑪の期間に係る厚生年金保険料を、それぞれの申立てに係る事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、⑤の期間に係る記録を訂正する必要があるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月21日から30年9月1日まで
② 昭和30年9月1日から31年4月19日まで
③ 昭和31年5月18日から同年8月1日まで
④ 昭和32年8月15日から33年1月25日まで

昨年6月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していると言われた。

しかしながら、申立期間以前に勤務していた昭和26年5月18日から28年7月16日までの厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受け取った記憶があるが、申立期間については受け取った覚えが無いので、再度調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、脱退手当金を受給したとする期間とその後の4回の申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、

申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 25 日から同年 12 月 26 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで

昨年、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていることを知ったが、当時の年金記録を確認する書類一式が手元に無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 6 月の出産の際に何らかの手当金を受け取ったと記憶しているところ、脱退手当金は出産に先立つ同年 5 月に支給決定されており、当時、出産に係る給付は出産後の請求に基づきなされていたのが一般的であったことを踏まえれば、当該手当金は脱退手当金であった可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 49 年 5 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年5月20日まで
② 昭和22年6月24日から37年7月1日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間を調べに行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとのことであった。

脱退手当金の手続をした記憶は無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受け取れるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年7月の前後2年以内に資格喪失した者8名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6名について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から約7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約7か月後の昭和38年2月15日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金保険料を特例納付しているが、その際の納

付期間が申立期間と重複する昭和 36 年 4 月以降であることや、平成 4 年 1 月の老齢年金裁定請求時に国民年金についてのみ裁定請求し、厚生年金については裁定請求していないことなどを踏まえると、いずれの時点においても申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 5 日から 41 年 8 月 3 日まで
平成 18 年に社会保険事務所へ行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は脱退手当金を受け取った記憶は全く無いため、納得し難い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 8 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 12 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 名に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち連絡先が把握できた者の一人は事業所が手続してくれたと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 5 日から 41 年 5 月 20 日まで
② 昭和 41 年 5 月 20 日から 42 年 5 月 31 日まで

平成 12 年に社会保険事務所で厚生年金保険の記録を調べてもらったところ脱退しているとの回答であったが、脱退手続などしておらず、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の事業所退職後の昭和 42 年 6 月 16 日に婚姻しているところ、同年 8 月 21 日に被保険者台帳記号番号払出簿の氏名変更が行われている上、脱退手当金の請求から支給に至るまでの事務処理の経過が記載されている受付経過簿及び脱退手当金支給報告書も婚姻後の氏名が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は申立期間②の事業所で健康保険証の交付を受けていないと述べているが、当該事業所の被保険者名簿には退職後に健康保険証が返付されたことが記録されており、申立人の申立期間当時の記憶が明確とは認め難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 394

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月1日から37年1月14日まで
② 昭和37年3月14日から同年8月11日まで
③ 昭和37年8月28日から41年10月1日まで

事業所を退職後、一時金が振り込まれていたため社会保険事務所で確認したところ、脱退手当金であることがわかった。

しかしながら、脱退手当金の請求書を記入した記憶は無いので、何かの間違いではないかと思われ納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給された後に社会保険事務所を訪れ、支給事実を確認していることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していることは明らかである。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

その他の事情も含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 5 日から 33 年 12 月 9 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらった。
しかしながら、私には脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として、年金に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 33 年 12 月の前後 1 年以内に資格喪失した者 12 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 9 名が資格喪失日から 4 か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 2 月 20 日に支給決定されている上、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで
60 歳の時に裁定請求をしたところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていたが、私は脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険被保険者期間として復活させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 60 年 6 月まで厚生年金保険への加入歴がない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月1日から25年2月19日まで
② 昭和25年5月1日から28年12月6日まで
③ 昭和31年3月1日から33年4月1日まで

平成19年に社会保険事務所へ行ったところ、申立期間については脱退手当金を受け取っていることになっていたのびびっくりしたが、私は脱退手当金の手続をした覚えは無く、受け取っていないので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和34年6月1日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間③の事業所を退職後は自営業を営んでいて、厚生年金保険への加入が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月16日から34年11月1日まで

55歳の時、年金額を確認するために社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかしながら、脱退手当金の請求書を記入した記憶も無いし、会社に請求手続の委任もしていないので、申立期間を年金として受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年11月の前後3年以内に資格喪失した者13名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録があり、そのうち連絡先が把握できた一人は、事業所が請求手続してくれたと供述している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和35年1月8日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが

記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月1日から29年3月1日まで
② 昭和29年4月1日から33年12月31日まで
③ 昭和38年3月1日から同年11月1日まで
④ 昭和41年3月20日から42年9月1日まで

①の期間において、A社で厚生年金保険に加入していた期間が昭和29年3月1日から同年3月15日までとなっているが、1年以上勤務していた。

②の期間において、B社、C社、D社及びE社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の記録が無い旨の回答をもらった。当時、就職の条件として必ず社会保険の有るところを選んでおり、保険料を給与から控除されていた。

また、昭和37年8月21日から39年12月末日までの間、F社（後にG社）に勤務していたが、厚生年金保険の記録では③の期間において未加入となっている。途中で退社したことは無く、39年12月に退職するまで引き続き勤務していた。

④の期間については、H社において厚生年金保険に加入していた期間が昭和42年9月1日からとなっているが、前に勤めていた会社を退職した後すぐに勤務したはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間については、A社において申立人と同じ営業職であった同僚の供述から、申立人が昭和29年3月以前から同事業所に勤務していたことは

推認できる。しかしながら、当該同僚の供述からも入社時期は特定できず、また当該同僚の同事業所における厚生年金保険への加入日は入社から1年後の日付となっていることが確認でき、当該事業所においては試用期間が設けられていたことがうかがえる。また、厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて、同僚等から供述を得ることはできなかった。

②の期間について、申立人は、B社、C社、D社及びE社に勤務し、厚生年金被保険者であったとしているが、それぞれの事業所へ勤務した期間、順序については記憶していない。

B社については、運転手であった申立人は当時上司であった者を記憶しているが、当該上司は申立人を記憶しておらず、また、当時運転手は出入りが激しかったと供述している。さらに、申立人が記憶している同僚の記録は無い。加えて、当時勤務していた者から供述を得られたが、申立人の情報は得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。念のため、社会保険庁に適用事業所として記録されている全国の類似名称の事業所（B運送店、B運輸等の9社）の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無い。

C社について、申立人は当時の上司・同僚を記憶していない。また、当該事業所で当時勤務していた複数の者から供述を得られたが、申立人の情報を得ることはできなかった。念のため、社会保険庁に適用事業所として記録されている全国の類似名称の事業所（C運送、C運送店等の11社）の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無い。

D社については、社会保険庁の記録によると同社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和33年4月1日から同年8月15日までの期間であることが確認できる。しかしながら、申立人は当該事業所に勤務していた期間について明確に記憶しておらず、同僚についての記憶も無い。また、当時勤務していた者で、業務内容が申立人と同様であると思われる者も申立人を記憶しておらず、ほかの者からも申立人の情報は得ることができなかった。

E社については、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において同事業所名で確認を行ったものの、適用事業所としての記録が無い。また、当該事業所はIの貨物の集配をしていたとの申立人の記憶から、Iの関連会社に照会したが不明であった。さらに、申立人はE社の社長や同僚の名前を記憶していない。これらのことから、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

③の期間については、複数の同僚の供述から、申立人が継続して勤務していたことは確認できる。しかしながら、当該事業所は所在地変更に伴い、F社において昭和38年3月1日に適用事業所でなくなった旨の届出が江東

社会保険事務所に行われ、また、G社として38年11月1日に適用事業所となった旨の届出が足立社会保険事務所に行われており、申立期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。さらに、所在地変更の前後において当該事業所に在籍していた者から、適用事業所でなかった期間は厚生年金保険料を控除しなかったとの供述があり、このほか、同僚等から厚生年金保険料を給与から控除されていたことについての供述を得ることはできなかった。

④の期間に勤務していたH社においては、同僚の供述から、申立人が厚生年金保険の資格取得日以前から同事業所に勤務していたことは推認できる。しかしながら、社会保険事務所の記録から、当該事業所においては昭和40年4月から申立人が資格取得する42年9月までの期間に厚生年金保険の資格を新規に取得した者はいないことが確認できる。また、事業主は、その期間について、厚生年金保険に加入させず、保険料控除もしていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月ごろから 51 年 4 月 24 日まで
② 昭和 51 年 9 月 20 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 52 年 8 月 1 日から同年 10 月ごろまで

昭和 50 年 4 月にA社に入社し、すぐにB社へ出向した。51 年 10 月にA社に戻り、52 年 2 月に同社が倒産した後、同年 4 月ごろからC社に入社し、同年 10 月ごろまで勤務し、その間保険料も控除されていたと記憶している。申立期間に係る厚生年金保険の加入期間が 11 か月しか無いのは納得できないので、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人は昭和 50 年 4 月にA社に入社したと主張しているが、申立人の当該期間に係る雇用保険の記録は無い。また、50 年 4 月に入社した同社の同僚は、入社当時には申立人はいなかったと供述している。さらに、申立人は入社当時、同社の経営するスーパーの 2 号店が既にあったと供述しているが、2 号店が設置されたのは、商業登記簿から 51 年 1 月 12 日であることが確認できる上、上記同僚も入社後初めての冬の時期に 2 号店の開店式があったものの、申立人はいなかったと供述している。加えて、申立人は、同社に入社後すぐにB社へ出向し、当該入社及び出向の時期は春だったと記憶しているところ、申立人は、同社において 51 年 4 月 24 日に厚生年金保険及び雇用保険の資格を取得していることが確認できる。

その上、A社の複数の同僚が、給与事務及び社会保険関係の手続等は、事業主及び税理士が携わっていたはずであると供述しているところ、事業主は、当該手続等については税理士に任せており、詳細は把握していないと供述している。しかしながら、当該税理士は既に他界しているため、申立人に係る社会保

険の加入状況や厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることはできない。

②の期間について、申立人は、昭和 51 年 10 月 1 日に出向先である B 社から A 社に戻ったと供述しており、A 社において同日に厚生年金保険及び雇用保険の資格を取得していることから、②の期間については、B 社に出向していたものと考えられる。しかしながら、同社における雇用保険の記録が 51 年 8 月 30 日で離職と記録され、厚生年金保険の記録も同年 9 月 20 日で喪失していることから考慮すると②の期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたとは認められない。

③の期間について、社会保険事務所の記録では、A 社は昭和 52 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったため、申立人を含む 15 名の者が同日に厚生年金保険の資格を喪失し、当該手続に係る届出は社会保険事務所において同年 4 月 25 日付けで受け付けられていることが確認できるものの、同社に係る被保険者名簿においては不自然な訂正等は見受けられず、不合理な処理があったとまでは認められない。また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

④の期間及び⑤の期間について、当時の申立てに係る事業所の上司が、申立人は半年程度勤務していたと供述していることから、当該期間についての勤務実態については推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録から、申立人は昭和 52 年 6 月 1 日に雇用保険の資格を取得し、同年 7 月 31 日に離職していることが確認でき、また、当時、当該事業所から社会保険の事務を委託されていた社会保険労務士事務所の被保険者名簿から同年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 8 月 1 日に資格を喪失していることが確認できる。さらに、当時、当該事業所から経理等の事務を委託されていた税理士は、上記社会保険労務士事務所から厚生年金保険等の得喪の連絡を受けた上で給与計算を行い、従業員の保険料控除額と事業主負担分を合わせた額は、社会保険事務所の納入告知額と一致していたと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。